

放射性物質を含む電子管等の取扱いについて（通達）

昭和42年5月19日  
陸幕化第65号

|    |                     |                    |
|----|---------------------|--------------------|
| 改正 | 昭和47年1月7日陸幕化第4号     | 昭和49年2月4日陸幕化第8号    |
|    | 昭和50年6月11日陸幕化第37号   | 昭和53年1月13日陸幕監理第1号  |
|    | 昭和55年8月6日陸幕武化第559号  | 平成7年9月26日陸幕化第135号  |
|    | 平成10年3月26日陸幕化第26号   | 平成19年3月27日陸幕化第121号 |
|    | 平成19年3月28日陸幕法第61号   | 平成21年2月3日陸幕法第10号   |
|    | 平成21年7月31日陸幕武化第398号 | 平成30年3月14日陸幕法第104号 |

陸上総隊司令官  
各方面總監  
各部隊長 殿  
各機関の長

陸上幕僚長の命により  
総務課長

（例規97）

放射性物質を含む電子管等の取扱いについて（通達）

標記について、下記によるほか関係取扱書等により実施されたい。

なお、次の通達は廃止する。

放射性物質を含む電子管の取扱等に関する通達（34. 7. 1 陸幕発化第65号、陸幕発衛第211号）

記

- 1 放射性物質を含む電子管等（以下「電子管等」という。）は、別紙のとおり。
- 2 受領時の取扱い  
新たに電子管を受領したときは、受領者は速やかにこん包及び容器について損傷の有無を点検する。もし損傷があればゴム又は合成樹脂製手袋を着用して開こなす。
- 3 使用中の取扱い  
電子管を着脱する場合は慎重に取り扱い、装着後も当該装備品等はなるべく振動を避ける。

#### 4 不用電子管等の取扱い

物品管理官は、電子管等が不用となったときはその状態区分に応じ次の各号に定める処置をした後、輸送間に破損しないような堅固なこん包を実施して「破損（破損していないときは「不用」）電子管等—危険物質」の表示を行いその都度補給系統に従い関東補給処（化学部）に後送する。

##### (1) 破損した電子管等

当該装備品等の取扱者が、ゴム又は合成樹脂製手袋を着用して次のいずれかの方法により破片を集める。この場合、破片や汚染された布等が人体に直接触れないように留意し、作業終了後は直ちに着用していた被服、手足等を石けん水で洗浄する。

##### ア 湿式法

(ア) 適当なつかみ具を用いてまず破片を拾い集める。次に湿った布を用いて汚染された所を清浄になるまでふく。この際布の面は1度ふいたならば2度とその面を用いないようにして逐次半分に折りたたんで使用し、放射性粒子を清浄化しようとする面にすりこまないようにする。

(イ) 集めた破片、用いた布等はすべて電子管等包装用防護材料（ターボリン紙等）の中に包み、電子管等の容器に入れて金属製かん内に収納する。

##### イ 乾式法

(ア) 適当なつかみ具を用いてまず大きな破片を拾い集める。次に真空掃じん器を用いて汚染地点の集じんを行う。

(イ) 集めた破片、用いた集じん袋の収納要領は湿式法に準じて処理する。

##### (2) 破損していない電子管等

故意に破損することなくそのまま電子管等の容器に収納する。

#### 5 保管

電子管等は、確実に電子管等の容器に入れて保管し、また、多数の電子管等を1箇所を集めて保管する補給処理等においては、他の装備品等の倒壊等により破損されない処置をする。

#### 6 電子管等の破片で負傷したときの処置

電子管等の破片で負傷したときは、傷口を多量の流水でよく洗浄し、その周囲を指で圧して適度に出血を促進させた後（出血促進のため傷口を口で吸ってはならない。）速やかに治療を受ける。

#### 7 後送された電子管等の処理

関東補給処長は、後送を受けた電子管等を放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）第19条の規定に準じて処理する。

## 放射性物質を含む電子管等

- 1 放射性物質を含む電子管等とは、第2項及び第3項に規定するものであって、放射性物質（放射能をもつ原子核を有する物質をいう。）のうち放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令（昭和35年政令第259号）第1条に規定する放射性同位元素のうち、平成19年3月31日以前に製造又は輸入されたもので、3.7MBq以下の放射能を有するものをいう。
- 2 電子管  
火花放電管、切替放電管、定電圧放電管、整流管、特殊管及びその他の電子管並びに電子管及びその包装又は説明書等により放射性物質が含まれると認められる電子管
- 3 第2項以外の物品
  - (1) 火器、車両、誘導武器及び化学器材  
放射線測定器材のテストサンプル及びM2コンパス等自発光の夜光塗料を使用しているもの。
  - (2) 施設器材  
レンズ付磁石、腕巻磁石等で自発光の夜光塗料を使用しているもの。
  - (3) 通信電子器材  
通信器材のパネル類及びつまみ類で自発光の夜光塗料を使用しているもの。
  - (4) その他  
第1号から第3号に規定する以外の物品のうち、その他放射性物質及びその化合物並びにこれらを含む物品